

新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症防止対策と社会経済活動の両立を図りつつ、状況の変化に応じた経済・雇用対策の実施に関する適切な助言等を行うため、新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対策有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る県の経済・雇用対策に関する助言
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策本部への提言・情報提供
- (3) その他、会議設置の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 会議に委員を置く。

- 2 会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、知事が召集する。

- 2 知事が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報償費等)

第5条 静岡県は、第3条の規定により知事が委嘱した委員及び第4の2の規定により出席を求めた者のうち必要と認める者に対し、以下に掲げる報償費及び旅費を支給することができる。

- (1) 報償費 特別職の職員等の給与等に関する条例(昭和46年静岡県条例第25号)別表第1中、附属機関の委員その他の構成員のうち、委員（委員長又は会長を除く）に規定する額
- (2) 旅費 静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）に定める額に準ずる額

(庶務)

第6条 会議の庶務は、経済産業部産業政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和2年7月22日から施行する。

(別記)

委員名簿

	団体名	役職
1	一般社団法人静岡県経営者協会	会長
2	一般社団法人静岡県商工会議所連合会	会長
3	静岡県商工会連合会	会長
4	静岡県中小企業団体中央会	会長
5	静岡県農業協同組合中央会	代表理事会長
6	静岡県森林組合連合会	代表理事会長
7	静岡県漁業協同組合連合会	代表理事会長
8	日本労働組合総連合会静岡県連合会	会長